

公益社団法人日本エアロビック連盟 スローエアロビック指導員規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益社団法人日本エアロビック連盟(以下「本連盟」という)が認定するスローエアロビック指導員に関する事項を定める。

(任務)

第2条 スローエアロビック指導員はスローエアロビックの普及推進を図り、軽運動としてのエアロビックを対象者に合わせて適切に指導する者である。

(基礎資格)

第3条 スローエアロビック指導員の基礎資格(受講条件)は、当該年度で18歳以上の者とする。

(養成講習会)

第4条 受講希望者は、第3条に該当していれば、養成講習会の主催または主管団体に直接受講申し込みができる。

(資格の認定)

第5条 養成講習会終了後に資格審査が行われ、合格者は別に定める指導者登録規程の登録手続きを経て資格が認定される。

- 2 JAF 指導者制度の規程により、スローエアロビック指導員は本連盟の個人賛助会員でなければならない。

(資格の有効期間と更新)

第6条 スローエアロビック指導員資格は永久資格とし、資格更新は必要としない。ただし、個人賛助会員を更新しない場合は資格を失う。

(資格の停止と取り消し)

第7条 別に定める倫理規程の違反行為など、スローエアロビック指導員としてふさわしくない行為があったときは認定を停止、または取り消す場合がある。

(付則)

本規程は、平成30年10月1日から施行する。

令和元年10月1日改訂

【参考資料】

スローエアロビック指導員資格の登録・更新に係わる諸費の概要

(1) 初めて JAF 資格を取得する場合

項目	初年度	摘 要
認定料	5,280 円	資格取得年度のみ支払う。 JAF マイページより手続きを行う。
登録料	免除	永久資格のため免除
個人賛助会員 入会金	2,000 円 (免除)	指導者登録規程により免除
個人賛助会員 年会費	6,000 円	初回、JAF マイページから手続きを行う。 更新は指定する銀行口座から自動引落しによ って支払う。

- ・認定料は、指導者登録規程とスローエアロビック指導員規程をご参照ください。
- ・個人賛助会員年会費は、個人賛助会員規程をご参照ください。

(2) 既存の JAF 資格者の場合

- ・既存の JAF 資格者がスローエアロビック指導員資格を追加する場合

項目	初年度	摘 要
認定料	免除	
登録料	免除	
個人賛助会員 年会費		